構造設備の概要書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 店舗  (倉庫は除く) | 調　剤　室 | 倉庫 |
| 面　　　　　　　　積　（ｍ2） |  |  |  |
| 床の材質 |  |  |  |
| 天井の材質 |  |  |  |
| 購入者等が調剤室に進入することができない措置 |  |  |  |
| 一般用医薬品を陳列等する場所を閉鎖する構造 |  |  |  |
| 薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。以下同じ。）、要指導医薬品及び第一類医薬品陳列設備 |  |  |  |
| 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び第一類医薬品陳列区画 |  |  |  |
| 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び第一類医薬品陳列区画を閉鎖する構造 |  |  |  |
| 情報提供を行う設備（箇所） |  |  |  |
| 換気の設備 |  |  |  |
| 採光の設備(○Ｗ○本) |  |  |  |
| かぎのかかる貯蔵設備(材質、大きさ記入) |  |  |  |
| 冷暗貯蔵設備(大きさ等記入) |  |  |  |
| 医薬品の貯蔵設備を設ける区域がある場合、他の区域から区別する方法 |  |  |  |
| 常時居住する場所及び不潔な場所との区別 |  |  |  |

※　薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び第一類医薬品の陳列設備、陳列区画、情報提供を行う設備、かぎのかかる設備、冷暗貯蔵設備の場所及び医薬品の貯蔵設備を設ける区域（調剤室を除く、倉庫、バックヤード等）を平面図に記載すること。

※　薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び第一類医薬品の陳列設備、かぎのかかる設備及び冷暗貯蔵設備については、概要図（立面図）を添付すること。

※　該当しない項目の欄は斜線を引くこと。